

阿蘇家保だより R8年度 春号

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 mail asokaho@pref.kumamoto.lg.jp

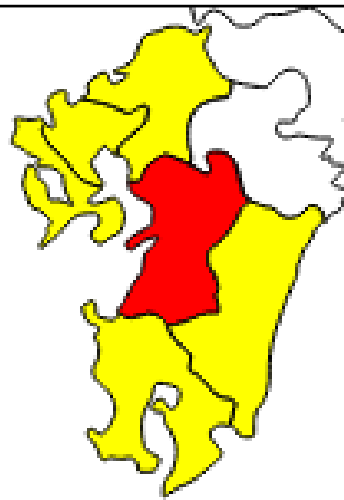


本県で初となる野生いのしし豚熱感染が確認されました

熊本県球磨郡多良木町で3月20日に回収された死亡野生いのししにおいて、県内初となる豚熱の感染が確認されました。農場へのウイルス侵入リスクがかつてないほど高まっています。

豚熱感染野生いのしし

豚やいのししの所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、次の各項目について、**従業員や、訪問する業者等も含めて徹底**してください。



| |
|---------------|
| 佐賀県:150例 |
| 宮崎県:97例 |
| 長崎県:52例 |
| 福岡県:53例 |
| 鹿児島県:15例 |
| 熊本県:2例 |

R8.4.20現在

ウイルス侵入防止の徹底

- 家畜の飼養管理に必要な人や車両等の**出入りを制限**する。
- 衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の**消毒を徹底**する。
- **野生動物の侵入防止対策状況**を定期的に点検し、不備があれば**速やかに改善**する。
- と畜場(特に県外と畜場)への入出場時は車両消毒を徹底する。



適時・適切なワクチン接種

ワクチンの接種のみで豚熱の感染を防止することは困難であるため、飼養衛生管理を徹底した上で、**適時・適切にワクチンを接種**する。



万が一の発生に備えて

埋却地等を確保し、その**実効性※**を改めて点検する。



※面積は十分か、湧水がないか、木などが生えていないか、(自己所有地以外の場合)所有者の同意はあるか等

異状を発見した際は速やかに家畜保健衛生所に通報してください!



韓国では、今年1月に9ヶ月ぶりに口蹄疫の発生が確認され、4月1日現在まで、牛飼養農家計3件で続発しています。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。他のアジアの発生国については、下段の発生情報を御確認ください。

牛、豚、めん羊、山羊、鹿等飼養者の皆様は、発生予防の徹底を！

ウイルス侵入防止の徹底

- おもて面の豚熱対策で示した各項目に加えて、以下のとおり対応してください。
- **口蹄疫発生国への渡航は可能な限り控える**とともに、これらの国からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まない。

口蹄疫の症状

※宮崎県HPより掲載



泡のようなよだれ



舌の水ほう



口腔内のびらん

《消毒薬使用上の注意点》

- ★ 逆性石けんやアルコールは口蹄疫の消毒薬としては**不適**です。ヨウ素系（ポリアップ16など）や塩素系（アンテックビルコンSなど）などが有効です。
- ★ 消毒効果が弱まるので、酸性とアルカリ性の消毒薬を同時に使用しないこと！（アンテックビルコンS（酸性）と消石灰（アルカリ性）など）

近隣諸国における悪性伝染病等発生情報

| 病名 | 型 | 発生地（国） | 畜種（件数） | 発生日月 |
|--------------------|------------|--------|---------|-------------|
| アフリカ豚熱（ASF） | | 韓国 | 豚（24） | 1月16日～3月16日 |
| 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI） | H5N1（H5亜型） | 韓国 | 家きん（30） | 1月1日～4月10日 |
| | | 台湾 | 家きん（20） | 1月8日～3月13日 |
| | H5N9（H5亜型） | 韓国 | 家きん（4） | 1月2日～4月11日 |
| 口蹄疫（FMD） | O型 | 韓国 | 牛（2） | 1月30日～2月28日 |
| | 不明 | 韓国 | 牛（1） | |

令和8年(2026年)4月11日現在

BSE検査体制が変わります！

令和8年4月1日から、牛海綿状脳症(BSE)の検査は病性鑑定として熊本県中央家畜保健衛生所で実施しますので下記のとおり御協力をお願いします

BSE検査体制変更のポイント

| | 変更前 | 変更後 |
|---------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 搬入場所 | (株)熊本蛋白ミール公社 | 熊本県中央家畜保健衛生所 (熊本市南区城南町沈目1666-1) |
| 死亡牛届出 | 死亡牛処理整理票 兼届出書 | 別記様式を管轄家保へ 又は二次元バーコードで提出 (病性鑑定の受付は必要) |
| 検査手数料 | 4,500円(全額補助) | 不要 |
| 検体提供費 (補助) | 6,000円(輸送費補助) | なし |
| 検査促進費 (補助) | 6,000円(診断費補助) | なし |
| 検査対象 | (変更なし) 進行性のBSEが否定できない症状を呈する死亡牛 (全月齢) | |

(獣医師の皆様へ)

- 死亡前に歩行困難又は起立不能があった牛については、これまで通り、**先生方にBSE検査の要否判断をお願いします。**判断に悩む場合等は家保へ御連絡ください。
- 検査が必要と判断した場合は管轄家保へ連絡し、中央家保への搬入日時について指示を受けた上で牛の所有者の方へ連絡をお願いします。**
- 届出書は二次元バーコードでも提出できます。



(牛の所有者(飼養者)・死亡牛の運送事業者の皆様へ)

- 通常の死亡牛(歩行困難又は起立不能等が無いもの)や獣医師が検査不要と判断した死亡牛は、これまでどおり化製場(蛋白ミール公社)の受付時間内に搬入してください。3